

**■労働関係指標【令和2年3月値】**

完全失業率 (季節調整値)	<b>2.5%</b> (前月比 0.1%上昇)	有効求人倍率 (季節調整値)	<b>1.39 倍</b> (前月比 0.06%低下)
就業者数 (季節調整値)	<b>6,700 万人</b> (前年同月比 13万人増加)	定期給与 (現金給与総額 原数値)	<b>281,812 円</b> (前年同月比 0.1%増)

**Topics 1. 休業手当の考え方**

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、多くの企業が休業や営業の縮小を余儀なくされています。労働基準法では使用者側の事情で従業員を休ませた場合に休業手当の支払いを義務付けていますが、休業手当が支払われないという声も聞かれます。今回は、この休業手当についてあらためて考えてみます。

**Point1 休業手当の目的**

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上を支払わなければならない。(労働基準法第26条)

休業手当の目的は、労働者が最低限の生活を行えるようにすることにあります。労働者が生活に困ることがないように、使用者の都合により休ませた場合には最低でも平均賃金の6割の手当を支払うよう法律で定めています。

**Point2 どのような場合に支払うべきか**

「使用者の責めに帰すべき事由」とはどのようなケースにあたるのか、新型コロナウイルスの状況にあてはめて考えてみます。

- 本人が感染または感染予防のため自主的に仕事を休んだ → 該当しない
  - 感染予防のため一律に自宅待機を命じた → 該当する
  - 売上が落ち社員を交替で休ませた → 該当する
  - 緊急事態宣言による要請を受け営業自粛 → 該当する
- } ※要件を満たせば雇用調整助成金の対象になる。

社会的な要請に基づく措置であっても、天災事変等の不可抗力な場合以外は休業手当が必要といえます。法的には不要なケースであっても、会社として一定の支払いを検討することが好ましいと考えます。なお、手当の有無だけでなく休業をさせるにあたっては労使間での話し合いも重要です。

**Point3 どのくらい払うべきか**

上述したように、休業手当は「平均賃金の100分の60以上」と決められています。

**(月給制の場合)**

該当する事由の発生した日以前3か月に支払われた賃金総額 ÷ その期間の総日数 × 休業日数 × 0.6

※日給制・時給制の場合はその期間の労働日数で割ります。

※先月号でご紹介した雇用調整助成金のガイドブックでは、平均賃金ではなく月額給与を所定労働日数で割った計算も認められています。

〈参考〉休業手当とは別の観点となりますが、感染や、感染の疑いがある病状により自宅待機をして4日以上就業できなかった際は健康保険の傷病手当金を受けられます。このとき、やむをえない理由により医師の証明を得られない場合は事業主の証明により受給できる措置がとられています。

詳細は厚生労働省の資料をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604969.pdf>

〈注〉新型コロナウイルスおよび助成金の施策等については5月11日時点での状況にもとづいています。

## Part 2. 労働保険の年度更新の進め方

労働保険の年度更新のチェックポイントと改正点について解説します。

### Point1 年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されます。労災保険は全ての労働者へ、雇用保険は被保険者へ支払われる賃金の総額に事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定をします。

年度更新では、上記の算定期間ごとに概算で保険料を納付し、次年度時に確定した概算保険料の差額を納付、または充当を行います。

これらの届出を毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければならない。

### Point2 集計時のチェックポイント

労働保険料を確定させるには大きく分けて3つのチェックポイントがあります。

#### ① 対象者の確認 ② 算定賃金の確認 ③ 保険料率の確認

#### ① 対象者の確認

##### ● 役員の扱い

労働者の賃金を算定するため役員は報酬を含め、人数もカウントしますが兼務役員は従業員給与と分を含め、人数もカウントします。

##### ● 出向者の扱い

出向出の方は雇用保険のみを対象とし、出向受の方は労災保険のみ対象とします。

##### ● 高齢被保険者の扱い

65歳以上の高齢被保険者については注意が必要です。これまで雇用保険料の免除措置がありましたが2020年3月31日にて免除規定が終了したため、確定保険料については免除対象として集計し、概算保険料では一般の労働者を含めて集計します。

#### ② 算定賃金の確認

賃金を算定するため労働者に支払った立替金や経費精算、慶弔金等賃金に参入しないものは集計の対象外となります。

#### ③ 保険料率の確認

労働局より送付される申告書に保険料率が記載されています。概算保険料と確定保険料で料率に変更されている可能性もあるためご注意ください。なお、申告書は毎年5月末頃に労働局より事業所あてに送付されます。

①②③について情報を毎年事前にまとめておくと集計作業を速やかに進めることができます。

### Point3 新型コロナウイルス感染症の影響による特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している場合は申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができますようになりました。

申請方法や詳細については下記のリンクをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

また、申告期限が7月10日から8月31日までに延長されることが決定されました。

詳細につきましては弊社担当者までご相談ください。

## 編集後記《水無月》 水と化学

梅雨も近づくこの時期になると、ある化学物質の話思い出します。

皆さんはDHMOという化学物質をご存じでしょうか。世界中の多くの国で大量に使用されている無色無臭の化合物のことです。非常に有用なこの物質は原子力発電等の日本国内の8割以上の発電で必要不可欠となっており、その他溶媒や冷却剤としてよく用いられています。しかし、その反面様々な危険性もあり、人間が摂取するとその量によっては

## Part 3. 新型コロナウイルスと海外赴任

新型コロナウイルス感染症の影響は、世界中に及んでいます。特に日本においては、蔓延の時期が会社の人事異動と重なりましたので、海外赴任関係者には大きな影響を与えました。一番多かったのは、異動時期の延期です。多くの企業で、海外赴任者およびその予定者の赴任または帰国を延期しました。この関係で多くいただいたご相談は、子女教育手当と医療費についてでした。

### Point1 子女教育手当

帰国の予定が延期されることにより、帯同子女の現地での教育が新たに発生または延長となると、教育費の金額は大きなものになるので、会社がどこまで負担をするのか、改めて明確にしておきたいというニーズがあります。

子女教育手当について、誰を対象に、いつまで、いくら支給するかは、会社の裁量です。大企業では、高額なインターナショナル・スクールの学費等も全て会社負担というところもある一方、中小企業では、子女教育手当自体を特に支給せず、基本給や家族手当の中から社員がやり繰りすることを求める会社もあります。

最近、弊社が助言させていただいたクライアント様に多かった規程例として、下記のものがあります。

- 支給対象は、小・中学校が多数。日本人学校の場合、全額会社負担とするケースも多い。
- 授業料の会社負担が中心だが、寄付金のある程度負担する場合も多い。
- スクールバス費用の会社負担もみられるが、PTA会費は本人負担が多い。

### Point2 医療費

これまでのところ、海外赴任者が新型コロナウイルスに感染されたクライアント様はおられません。そのリスクに鑑み、海外赴任規程の医療費につき、見直される企業様も多数おられました。

一番オーソドックスなパターンは、日本での健康保険を継続しつつ、現地の法定健康保険に会社負担で加入、労災保険の特別加入制度への加入、さらに海外旅行傷害保険を会社が付保する、というものでしょう。しかしここで、実際に駐在員に現地で傷病が発生した場合、会社がどこまで負担するかという問題が出てきます。「風土病および業務に起因する傷病の治療費は、会社が負担する」という規定も見られますが、例えば脳梗塞になった場合、業務に起因するといえるか微妙です。

いずれも、最終的には企業様の判断となりますが、一般的な事例を含めたご助言は可能ですので、まずはご相談いただければと存じます。

国際業務課ディレクター 米国税理士 成田元男

中毒症状を引き起こし場合によっては死に至ります。

この物質は日本語では「水」と言います。左記の内容はすべて事実ですが、一般的でない情報や聞きなれない言葉を用いたため元々ご存じでない方は水の話だと気づかなかつたのではないかと思います。

昨今新型コロナウイルスに関しても様々な情報が錯綜しております。正しい情報を集めることも大切ですが、自分の持っている情報がすべてだと過信せず冷静に情報を分析できれば、過剰に恐れたり逆に軽視したりすることなく生活をしていけるのではないかと思います。 (木)



Facebook 随時更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております <https://www.facebook.com/arcandpartners>



10840560